

介護サービス事業所実地指導結果について

施設サービス・入居
系サービス共通

認知症対応型共同生
活介護

施設サービス・入居系サービス共通（P3~5）

【施設サービス・入居系サービスの取扱方針】

身体拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

身体拘束等の適正化のための指針について、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【衛生管理等】

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※利用者ごとに換水・清掃・消毒する場合は、本条例の対象となりません。

<八戸市ホームページ抜粋>

水質検査の実施

浴槽水等は、次の頻度でレジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

- ・浴槽水を塩素消毒し、毎日換水している場合は、1年に1回以上。

(以下略)

菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

記録及び保管

本条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

参考URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>

【利用料等の受領】

「身の回り品として日常生活に必要なもの」をすべての利用者等に一律に提供し、画一的に徴収している。

「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（※）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものであるため、こうした物品をすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められません。

（※）一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの

歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者
に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択
により利用されるものとして、事業者（又は施設）が提供するもの

認知症対応型共同生活介護（P7~9）

【認知症対応型共同生活介護の取扱方針】

緊急やむを得ず身体拘束を行う際、期間の定めなく実施している。

身体拘束は、「一時性」を遵守すべきものであり、漫然と行うものではないことから、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、解除予定日時を設定し、計画的かつ一時性を十分に意識して行ってください。

【認知症対応型共同生活介護の取扱方針】

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催回数が不足している。

当該委員会は、3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底してください。

【認知症対応型共同生活介護の取扱方針】

身体拘束等の適正化のための研修の開催回数が不足している。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施してください。

【非常災害対策】

「非常災害に関する具体的な計画」が不十分である。

「非常災害に関する具体的な計画」は、以下の項目を盛り込み策定してください。

- ・ 消防計画（消防法施行規則第3条に規定するもの）
- ・ 風水害の災害に対処するための計画
- ・ 地震等の災害に対処するための計画

【協力医療機関等】

協力医療機関が変更となった際に、変更届出がされていない。

協力医療機関が変更となった場合、変更届書を提出してください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

根拠法令等

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（老企第43号）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第44号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第45号）
- 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準について（老老発0322第1号）
- 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

根拠法令等

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第21号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第331018号）